

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、1ヵ月間の予告期間をおいて通知するとともにサービス提供地域の他の(介護予防)福祉用具貸与事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ・お客様がお亡くなりになった場合。

④ その他

- ・お客様やご家族等が当社や当社の福祉用具専門相談員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・経年使用による通常損耗(畳や壁の変色、床材、カーペットの押跡、突っ張り型手すり設置による天井のすり汚れ等)の補修はいたしかねます。
- ・以下レンタル契約書に基づくとおりとします。

6. 事故発生時の対応

指定居宅サービスの提供によりお客様に対する事故が発生した場合には、速やかにご家族・ご担当居宅介護支援専門員・市町村(事態により)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 虐待防止のための措置

高齢者の尊厳の保持に深刻な影響を及ぼす虐待を防止するため、未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応の観点から、以下のとおり必要な措置を講じます。

- 1) 従事者に対する定期的な研修を実施します。(採用時とその後、年1回以上)
- 2) 苦情処理のフローチャートを準用し、管理者を受付責任者とし、事故苦情改善委員会において対策を検討、実施を行います

8.サービス内容に関する苦情・相談・ご不明な点はご連絡下さい。

当社お客様相談受付時間 (営業日の 9:00~18:00)

| 苦情相談窓口 | 苦情担当者 | 原 健祐 | 電話 | 0265-77-4117 |
|------------|-------|------|--------------|--------------|
| 長野県国民保険連合会 | | | 026-238-1555 | |
| 南箕輪村役場 | | | 0265-72-2104 | 代表 |
| 伊那市役所 | | | 0265-78-4111 | 代表 |
| 駒ヶ根市役所 | | | 0265-83-2111 | 代表 |
| 箕輪町役場 | | | 0265-79-3111 | 代表 |
| 宮田村役場 | | | 0265-85-3181 | 代表 |
| 飯島町役場 | | | 0265-86-3111 | 代表 |
| 中川村役場 | | | 0265-88-3001 | 代表 |
| 辰野町役場 | | | 0266-41-1111 | 代表 |
| 木曽町役場 | | | 0264-22-3000 | 代表 |

以上、(介護予防)福祉用具貸与サービスの提供にあたり、お客様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地
名 称

長野県伊那市山寺 2850-7
サクラケア 伊那店

説明者 所 属
氏 名

サクラケア 伊那店

私は、契約書および本書面により、事業者から福祉用具貸与(介護予防)サービスについての重要事項説明、及び使用説明書受け取り事故防止の為、危険行為等の説明と用具を使用しながらその説明を受けました。

重 要 事 項 說 明 書

(特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売)

（令和7年8月1日改定）

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話番号・・・・・・・・・・・・・・ 0265-77-4117

営業時間・・・(月~金曜日 午前9時~午後6時まで)

2. サクラケア伊那店特定（介護予防）福祉用具販売の概要

- 1) 特定（介護予防）福祉用具販売の指定番号およびサービスの提供地域
事業所名 サクラケア伊那店
所在地 長野県伊那市山寺 2850-7
介護保険指定番号 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 2070900473

2) サービスを提供する地域 長野県全域

2) 同事業所の職員体制
① 管理者 1 名（常勤） ② 福祉用具専門相談員 2 名以上〔常勤〕

3) 営業時間
平日、月～金曜日・・・・午前 9 時～午後 6 時
＊土日、祭日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休業させていただきます。

4) 緊急連絡
時間外（9：00～18：00 以外）休日の緊急時の連絡は、
0265-77-4117 へお願いします。

3. 取り扱う種目

厚生労働大臣が定める特定（介護予防）福祉用具

腰掛便座・入浴補助用具(入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす)

入浴台・浴室内すのこ・浴槽内すのこ・入浴用介助ベルト)・簡易浴槽

移動用リフトのつり具部分・自動排泄処理装置の部品・排泄予測支援機器

固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・多点杖及び単点杖（松葉杖を除く）

4. 利用料金

1) 購入費

- ① 介護報酬の告示上の額（個々の販売費用の額は、目録に記載）
 - ② 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用は、その実費をご請求申し上げます。
 - ③ 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書ご契約書（注文書）に署名（記名押印）を受ける事とします。

2) 交通費

前記2の1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、交通費の実費が必要です。(25円/km)

5. サービスの利用方法

1) サービスの提供

まずは、お電話等でお申し込み下さい。

ご利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ、特定(介護予防)福祉用具を適切に選定しご契約(注文)頂きます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。（支援計画書の複写用紙が必要となります。）

※被保険者証をご提示下さい。

2) サービス困難時の対応

① お客様のご都合で解約する場合

ご契約（注文）後1週間以内に文章でお申出下さい。

② 当社の都合でご契約できない場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供をお断りいただく場合がございます。その場合は、通知するとともに、サービス提供地域の他の事業者をご紹介いたします。

③ その他

お客様やご家族等が当社や当社の福祉用具専門相談員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスをお断りさせていただく場合がございます。

6. 事故発生時の対応

指定居宅サービスの提供によりお客様に対する事故が発生した場合には、速やかにご家族・ご担当居宅介護支援専門員・市町村（事態により）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 優待防止のための措置

高齢者の尊厳の保持に深刻な影響を及ぼす虐待を防止するため、未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応の観点から、以下のとおり必要な措置を講じます。

1) 従事者に対する定期的な研修を実施します。（採用時とその後、年1回以上）

2) 苦情処理のフローチャートを準用し、管理者を受付責任者とし、事故苦情改善委員会において対策を検討、実施を行います。

8. サービス内容に関する苦情・相談・ご不明な点はご連絡下さい。

当社お客様相談受付時間（営業日の9:00～18:00）

| 苦情相談窓口 | 苦情担当者 | 原 健祐 | 電話 | 0265-77-4117 |
|------------|-------|------|-------|--------------|
| 長野県国民保険連合会 | | | 026- | 238-1580 |
| 南箕輪村役場 | | | 0265- | 72-2104代表 |
| 伊那市役所 | | | 0265- | 78-4111代表 |
| 駒ヶ根市役所 | | | 0265- | 83-2111代表 |
| 箕輪町役場 | | | 0265- | 79-3111代表 |
| 宮田村役場 | | | 0265- | 85-3181代表 |
| 飯島町役場 | | | 0265- | 86-3111代表 |
| 中川村役場 | | | 0265- | 88-3001代表 |
| 辰野町役場 | | | 0266- | 41-1111代表 |
| 木曽町役場 | | | 0264- | 22-3000代表 |

以上、特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売のサービスの提供にあたり、お客様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地

長野県伊那市山寺 2850-7

名 称

サクラケア伊那店

説明者 所 属

サクラケア伊那店

氏 名

私は、本書面により、事業者から特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売サービスについての重要な事項説明を受けました。

共に、用具についての取扱・注意事項の説明を受け、取扱説明書を受領いたしました。